1年単位の変形労働時間制度

種において、この1年変形制は採用されています。が比較的暇で、冬場が忙しいといった季節的変動が多い業働時間を分配したい場合、例えば、水産加工業では、夏場について、概説します。1ヶ月から1年というスパンの中で労について、概説します。1ヶ月から1年というスパンの中で労について、概説します。1ヶ月が、川大の「1ヶ月単位の変形労働時間制度」に続き今月は、前月の「1ヶ月単位の変形労働時間制度」に続き

)1年単位の変形労働時間制度とは

できる制度です。週間40時間の法定労働時間を超えて労働させることが週間40時間の法定労働時間を超えて労働させることが時間が40時間以下の範囲内において、1日8時間又は1月を超える1年以内の一定の期間を平均し、1週間の労働1年変形制とは、労使協定を締結することにより、1ヶ

労働時間の総枠

7時間

7時間

4時間

520時間

1040時間

525.

2085.

2091.

期間で、それぞれ総枠が決まっています。

枠が決まりますが、この1年変形制の場合も、対象となる

1ヶ月変形制の場合は、対象月の歴日数で労働時間の総

11年変形制における労働時間の総枠

. 0時間 × 対象期間の歴日数/7日

【法定総労働時間の総枠の算出式】

変形期間

3ヶ月(91日)

3ヶ月(92日)

1年(365日)

1年(366日)

6ヶ月(182日)

40時間をクリアすることになります。 総枠の範囲内で、所定労働時間を編成すれば、平均して週基本的に、それぞれの変形期間に対応する労働時間の

●1年変形制の制約

は、最大12日まで可能です。
①連続して労働させることが出来る日数は、通常の期間はけられています。 ただし、 繁忙期など特定期間においての連続して労働させることが出来る日数は、通常の期間はけられています。 主なものを挙げてみましょう。

② が、1日10時間、1週52時間となります。 のがで労働時間として定めることが出来る労働時間の限

③対象期間が3ヶ月を超える場合

*対象期間が1年の場合においては、労働日数は280日

ます。*労働時間が48時間を超える週は、連続3回までとなり

していないと思います。経験則上思います。多くの場合、年間休日くらいしか意識すことで、1年変形制のメリットが最大限に享受できると、これら4つの制約は、どちらかというと、うまく使いこな

【所定労働時間と年間休日との関係】

年間休日

85日

87日

96日 105日

所定労働時間

7時間00分

7時間30分

7時間45分

8時間00分

て休日数が、2日しか違わないのが分かります。これは、労て時間の所定労働時間では、7時間30分のケースと比べ

=85日で導かれます。 | 働日数280日の制約によるからです。365日-280日

●1年変形制の効果的活用

何でしょうか。

「1年変形制を単に休日の数合わせだけに利用していたの1年変形制を単に休日の数合わせだけに利用しているとは、1年変形制を単に休日の数合わせだけに利用しているとはでは、与えられたメリットを十分に使いこなしているとはでは、与えられたメリットを十分に使いこなしているとはでは、与えられたメリットを十分に使いこなしているとはでは、与えられたメリットを十分に使いこなしているとはでは、与えられたメリットを十分に使いこなしているとはでは、与えられたメリットを十分に使いこなしているのでは、「1年変形制を単に休日の数合わせだけに利用していたの日でしょうか。

工夫のヒント」

①季節的変動

性はないか。 春夏秋冬、四半期等、1年を通して、業務の多寡に周期

② 1 週間

日~土の曜日において、業務の多寡に周期性はないか。

しい場合は、1ヶ月変形制の方が相性がいいでしょう。 ただし、月末・月初が忙しいとか、五十日(ごとおび)が忙

▶長い間ありがとうございました

ます。長い間、ありがとうございました。 今月号が私とさて、今月号が最後の執筆となりました。 今月号が私とさて、今月号が最後の執筆となりました。 今月号が私とさて、今月号が最後の執筆となりました。 今月号が私とさて、 今月号が最後の執筆となりました。 今月号が私とさて、 今月号が最後の執筆となりました。 今月号が私と

URL http://www.6064.jp 社会保険労務士 赤井孝文